

令和5年度 福島県立相馬総合高等学校 後期選抜募集要項

福島県立相馬総合高等学校 (本校舎)

住所 〒976-0014

福島県相馬市北飯渕字阿弥陀堂 200 番地

電話 (0244)36-6231

1 募集定員

全日制の課程 総合学科

募集定員(200名)から、前期選抜及び連携型選抜の合格者数を除いた数とする。

ただし、前期選抜及び連携型選抜により定員を充足した場合は、後期選抜は実施しない。

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

3 出願受付

- (1) 期間 令和5年3月16日(木)から3月17日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

- (2) 場所 相馬総合高等学校本校舎事務室

4 出願手続き及び提出書類

- (1) 出願に必要な書類

① 中学校卒業生及び卒業見込の者	ア 令和5年度後期選抜入学願書	・県教育委員会において作成したもの。
	イ 令和5年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)	・ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
	ウ 受験票用紙	・県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの。
	エ 入学検定料納付済証明書用紙	・県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。

※ 県外等からの出願については、上記ア～エの書類に加え、「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」及び、「住民票の写し」等の、保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類を併せて提出すること。

② 上記①以外の者	ア 令和5年度後期選抜入学願書	・上記①のアに同じ
	イ 健康診断書	・令和5年1月以降に医師の診断を受けたもの。
	ウ 履修証明書、学習成績証明書	・提出できないやむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
	エ 受験票用紙	・県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの。
	オ 入学検定料納付済証明書用紙	・県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの。

(2) 入学検定料

入学願書に、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) 出願方法

① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、上記(1)①の書類を、在学(出身)中学校長を通して、相馬総合高等学校校長に出願する。

中学校長は、これに「後期選抜志願者名簿」を添付する。

② 上記①以外の者は、上記(1)②の書類を、直接、相馬総合高等学校校長に出願する。

③ 県外等から郵送により出願する場合は、令和5年3月17日(金)正午までに必着とする。速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。その場合、中学校長は、事前に相馬総合高等学校校長に連絡する。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して相馬総合高等学校校長に提出することができる。

また、保健室等登校であった者も提出できる。

提出は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、相馬総合高等学校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 提出期間は、令和5年3月16日(木)から3月22日(水)までとする。

郵送の場合には、3月22日(水)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

6 出願先変更

志願者は、令和5年3月20日(月)に、1回に限り出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。
- ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。
- なお、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。
- ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ③ ②により変更先の学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- ⑤ 学校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

7 選抜方法

調査書の審査結果、面接の結果及び作文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

- (1) 調査書：「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は65点満点とし、合計200点満点とする。
- (2) 面接：個人面接を実施する。面接には、中学校における学習活動の成果を問う内容（国語・社会・数学・理科・英語）を含む。面接については段階評価する。学習活動の成果を問う内容については点数化し、100点満点とする。
- (3) 作文：60分600字以内の作文を実施する。作文については点数化し、50点満点とする。

8 面接及び作文

- (1) 期 日 令和5年3月23日（木）
- (2) 時 間 午前9時30分から
(午前9時から午前9時15分までの間に受付をすること。)

9:30 10:30 10:45

作文	休憩	面接
----	----	----

(60分) (15分)

- (3) 受付場所 相馬総合高等学校本校舎正面玄関
- (4) 持参するもの 受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム
下足を入れる袋
(注) 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

9 合格者発表

- (1) 令和5年3月24日(金)午後3時以降に相馬総合高等学校本校舎で発表する。
- (2) 合格者に対しては、合格者発表後に、相馬総合高等学校本校舎の指示する場所で受験票と引き換えに「合格通知書」を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に、事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

10 その他

- (1) 後期選抜を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程に出願することができる。
- (2) 障がい等のある志願者に対する配慮など、本要項に記載されていない事項については、「令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。